

1-2 生活衛生課関係業務

1-2-1 食品衛生関係

食中毒防止及び食品の安全を確保するため、令和4年度青森県食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行い、また講習会を実施し食品衛生の知識の普及啓発に努めた。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況

食品衛生法に基づく営業許可に係る業務を行うとともに、食中毒の発生を未然に防止するため、営業施設に対して監視指導を行い、食品衛生の確保に努めた。

(1)-1 改正食品衛生法に基づく許可を有する食品関係営業施設数及び行政処分件数

業種・年度計	区分	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	処分件数					注意又は勧告	
			新規	継続			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他	文書	口頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	96	54		2	65						64	1
	仕出・弁当	15	11			14						14	
	旅館	6	4			7						7	
	臨時	74	61										
	その他	151	83		2	95						93	2
	調理の機能を有する自動販売機												
	食肉販売業	18	10			18						18	
	魚介類販売業	30	19			31						24	7
	魚介類競り売り業												
	集乳業												
	乳処理業												
	特別牛乳搾取処理業												
	食肉処理業	2	1			1						1	
	食品の放射線照射業												
	菓子製造業	47	30			40						40	
	アイスクリーム類製造業	4	2			4						3	1
	乳製品製造業												
	清涼飲料水製造業	3	3			5						5	
	食肉製品製造業												
	水産製品製造業	13	6			7						7	
	氷雪製造業												
	液卵製造業												
	食用油脂製造業												
	みそ又はしょうゆ製造業	4	3			3						3	
	酒類製造業	2											
	豆腐製造業	1	1			1						1	
	納豆製造業	2	2			2						2	
	麺類製造業	2	1			1						1	
	そうざい製造業	29	17			21						21	
	複合型そうざい製造業												
	冷凍食品製造業	2	1			2						2	
	複合型冷凍食品製造業												
	漬物製造業	21	10			11						11	
	密封包装食品製造業	7	4			6						6	
	食品の小分け業												

添 加 物 製 造 業											
R4	529	323		4	334					323	11
R3	210	211		1	228					207	21
R2											

(1) - 2 旧食品衛生法に基づく許可を有する許可施設数及び行政処分件数

業種・年度計	区 分	営業施設数	許可件数		廃業施設数	監視指導件数	処分件数					注意又は勧告	
			新 規	継 続			営業禁止	営業停止	改善命令	物品廃棄	その他	文 書	口 頭
飲食店営業	食堂・レストラン等	339			52	25						18	7
	仕出・弁当	121			13	16						12	4
	旅館	46			7	7						5	2
	その他	158			64	1						1	
	臨時	542			94	57							
菓子製造業		229			36	30						48	9
乳 処 理 業		1										27	3
特別牛乳搾取処理業													
乳製品製造業		1											
集 乳 業													
魚介類販売業		170			29	50						34	16
魚介類競り売り営業		13				1						1	
魚肉練り製品製造業		7				2						2	
食品の冷凍又は冷蔵業		8			1								
缶詰又は瓶詰食品製造業		30			1	6						6	
喫茶店営業		8				1						1	
あん類製造業		4				5						5	
アイスクリーム類製造業		62			7	14						12	2
食 肉 処 理 業		9				1						1	
食 肉 販 売 業		68			10	19						15	4
食 肉 製 品 製 造 業		4											
乳酸菌飲料製造業													
食用油脂製造業		1											
マーガリン又はショートニング製造業													
みそ製造業		28			4	3						3	
醤油製造業		2											
ソース類製造業		10			2	4						4	
酒 類 製 造 業		5											
豆腐製造業		10			1	2						2	
納 豆 製 造 業		6			2								
めん類製造業		7											
そうざい製造業		154			19	15						12	3
添加物製造業		1											
食品の放射線照射業													
清涼飲料水製造業		17			4	5						5	
氷 雪 製 造 業		6											
R4		2,067			346	264						214	50
R3		2,413	33	60	658	166						124	43
R2		3,321	187	291	349	1,539						959	580

(1) - 3 届出を要する食品関係営業施設及び行政処分件数

集団食中毒の発生が懸念される学校及び社会福祉施設等の給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は関係業界団体が作成した手引書に基づき、自主衛生管理状況の点検を実施し、不備事項に関する改善指導を行った。

業種・年度計	区分	届出施設数	監視指導件数	処分件数				注意又は勧告	
				営業許可取消	営業禁止	物品廃棄	その他	文書	口頭
	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	62	10					9	1
	食肉販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	116	27					24	3
	乳類販売業	242	36					28	8
	氷雪販売業								
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	94	2					1	1
	弁当販売業								
	野菜果物販売業	34	16					14	2
	米穀類販売業	19	2					2	
	通信販売・訪問販売による販売業	3							
	コンビニエンスストア	55	5					4	1
	百貨店、総合スーパー	25	13					12	1
	自動販売機による販売業（コップ式除く）	40							
	その他の食料・飲料販売業	113	15					12	3
	添加物製造・加工業（法第13条関係の製造除く）								
	いわゆる健康食品の製造・加工業								
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）	4	2					2	
	農産保存食料品製造・加工業	5							
	調味料製造・加工業	4							
	糖類製造・加工業								
	精穀・製粉業	4							
	製茶業								
	海藻製造・加工業	1							
	卵選別包装業	1	2						2
	その他の食料品製造・加工業	50	5					5	
	行商	2							
集団給食施設	学校	11	7					7	
	病院・診療所	1							
	事業所	4							
	その他	54							
	器具・容器包装の製造・加工業								
	露店、仮設店舗等における飲食の提供（非営業）	2							
	その他								
	R4	948	142					120	22
	R3	1,079	125					70	55
	R2								

※改正食品衛生法による届出区分変更のため、R3以降計上

(1) -4 改正食品衛生法に基づく許可を有する市町別営業許可施設数

業種・年度計	市町名	五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	その他	計
飲食店営業		151	50	11	13	26	10	81	342
調理の機能を有する自動販売機									
食肉販売業		7	5	1	2	2	1		18
魚介類販売業		10	1	3	2	1	7	6	30
魚介類競り売り業									
集乳業									
乳処理業									
特別牛乳搾取処理業									
食肉処理業		1	1						2
食品の放射線照射業									
菓子製造業		18	12	5	3	5	4		47
アイスクリーム類製造業		1	1		2				4
乳製品製造業									
清涼飲料水製造業		1	1				1		3
食肉製品製造業									
水産製品製造業				2	9		2		13
氷雪製造業									
液卵製造業									
食用油脂製造業									
みそ又はしょうゆ製造業		1	2			1			4
酒類製造業		1			1				2
豆腐製造業		1							1
納豆製造業			2						2
麺類製造業		1			1				2
そうざい製造業		6	6	7	3	1	6		29
複合型そうざい製造業									
冷凍食品製造業					1	1			2
複合型冷凍食品製造業									
漬物製造業		7	7	1	2	3	1		21
密封包装食品製造業		3		2			2		7
食品の小分け業									
添加物製造業									
R4		209	89	32	39	40	34	86	529
R3		91	43	11	18	22	22	3	210
R2									

注) 臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(1) -5 旧食品衛生法に基づく許可を有する市町別営業許可施設数

業種・年度計	市町名 五所川原市	つがる市	鱒ヶ沢町	深浦町	鶴田町	中泊町	その他	計
飲食店営業	537	161	117	95	64	69	163	1,206
菓子製造業	81	45	36	31	16	19	1	229
乳処 理 業			1					1
特別牛乳搾取処理業								
乳製品製造業			1					1
集 乳 業								
魚介類販売業	33	22	38	38	5	18	16	170
魚介類競り売り営業	3		1	7		2		13
魚肉練り製品製造業				7				7
食品の冷凍又は冷蔵業	1	2		2	1	2		8
缶詰又は瓶詰食品製造業	9	5	3	1	6	6		30
喫茶店営業	5	2	1					8
あん類製造業	3	1						4
アイスクリーム類製造業	24	14	6	9	5	4		62
食肉処 理 業	2	3	2		1	1		9
食肉販売業	29	15	9	3	7	5		68
食肉製品製造業	3	1						4
乳酸菌飲料製造業								
食用油脂製造業						1		1
マーガリン又はショートニング製造業								
みそ製造業	9	9	2	3	1	4		28
醬油製造業	1		1					2
ソース類製造業	3	2		1	4			10
酒類製造業		3	1		1			5
豆腐製造業	3	4		1	1	1		10
納豆製造業	1	4				1		6
めん類製造業	6	1						7
そうざい製造業	28	31	34	43	2	16		154
添加物製造業	1							1
食品の放射線照射業								
清涼飲料水製造業	3	3	2	1	5	3		17
氷雪製造業	1		1	3		1		6
R4	786	328	256	245	119	153	180	2,067
R3	936	372	283	264	141	167	250	2,413
R2	1,274	584	335	326	218	247	337	3,321

注) 臨時営業、移動販売は、市町名では「その他」に集計した。

(2) 食品の収去検査実施状況

不良食品の排除及び適正表示の徹底を図るため、令和4年度は、県内で製造及び流通する食品を収去し、東地方保健所及び環境保健センター等において検査を実施した。

新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、収去検査中止が相次ぎ、収去検体数が予定を下回る結果となった。

検査項目		検査した収去検体数			微生物学的検査						理化学検査						放射性物質検査					
					良			不良			良			不良			良			不良		
検体名	年度	4	3	2	4	3	2	4	3	2	4	3	2	4	3	2	4	3	2	4	3	2
		魚介類		2	3	2	2	2	2					1								
冷凍食品	無加熱冷凍食品																					
	凍結前加熱済	1		1	1		1															
	凍結前未加熱	1		1	1		1															
	生食用冷凍鮮魚介類食品																					
魚介類加工品		2	3	3			2				2	3	1									
肉卵類及びその加工品		5		1	1		1				4		1									
乳製品				1			1															
乳類加工品																						
アイスクリーム類・氷菓			2	2		2	2															
穀類及びその加工品		1	4	7		3	5					1	2									
野菜類・果物・加工品		8	9	16		2	5				8	7	11									
菓子類		6	12	8		4	3		1		6	7	5									
清涼飲料水		4	1	4	1	1					3		4									
酒精飲料																						
氷雪		1			1																	
水																						
缶詰・ビン詰食品		3			2						1											
その他の食品			4	4		7	4				1	1										
化学合成添加物																						
乳類		2	1	2	1	1	1				1	3	3									
器具及び容器包装																						
おもちゃ																						
計		36	43	52	10	22	28		1		26	23	27									

(3) 不良食品等の発見及び措置状況

不良食品等の基準等逸脱は2件だった。

営業者に対しては、引き続き不良食品が発生しないよう指導を行った。

区分 食品名等・年度計	不良食品発生件数	消費者の届出	営業者の届出	保健所で発見	発見場所		不良理由					行政措置の状況							
					県内	県外	表示違反	規格基準		カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	整備改善	改善勧告	他の保健所に移送	その他		
								細菌	化学										
食品	菓子類																		
	乳及び乳製品																		
	食肉及び食肉製品																		
	魚介類及びその加工品																		
	清涼飲料水																		
	麺類																		
	そうざい及びその半製品	1	1			1					1								1
	その他の食品	1	1			1					1								1
器具及び容器包装																			
R4	2	2			2					2								2	
R3	2		1	1	2						2							2	
R2	8	4	2	2	8			2		2	4							8	

(4) 行政処分等の状況

令和4年度は、異物混入に係る違反で文書による行政指導を1件行った。

区分 年度	違反件数 (実数)	違反内容				違反条項						行政処分等内容					告 発	
		異物	法定外添加物	規格基準	表示その他	法六条	法九条	法十条	法十一条	法十九条	法五十二条	禁止	停止	廃業	整備改善	改善勧告		その他
R4	1	1				1												1
R3																		
R2																		

(5) 食中毒発生状況

令和4年度にふぐ（マフグ（推定））を原因とする食中毒事件1件が発生した。

年度	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	有症者数	死者数	原因食品	病因物質／血清型等	原因施設	摂食場所	発生要因
R4	R4.9.18	五所川原市	1	1	1	1	ふぐ（マフグ（推定））	動物性自然毒（テトロドトキシン）	患者が営業する飲食店	患者が営業する飲食店	ふぐの有毒部位を摂食したことによる
	R4		1	1	1	1					
	R3										
	R2										

(6) 食品衛生関係講習会等の実施状況

食品衛生責任者講習会のほか、食中毒防止講習会や農産物等の加工食品に関する衛生講習会等を延べ12回実施し、受講者数は290人であった。

区分		年度	R4	R3	R2
食品衛生責任者	回数		11	13	7
	受講者数		280	338	229
その他	回数		1	7	3
	受講者数		10	124	57
計	回数		12	20	10
	受講者数		290	462	286

1-2-2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業施設関係

住民の日常生活と密接な関係にある理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生関係営業について、各々関係法令に基づき確認又は許可事務を行ったほか、施設の衛生確保について監視指導を行った。

(1)-1 生活衛生関係営業施設許可等の状況

区分 許可等・年度	理容所	美容所	ク（取次所再掲） クリーニング所	旅館			公衆浴場			興行場					
				旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	計	一般	その他	計	常設	仮設	計		
許可 (確認)	R4	2	11			3		3		1	1	1			1
	R3		10	1(0)	1	2		3							
	R2		8						2	2	4				
廃止	R4	15	9	4(3)	5	2		7				1			1
	R3	3	11	4(0)	1	3		4	1		1				
	R2	3	10		3			3	3	1	4				

(1)-2 生活衛生関係営業施設監視・指導の状況

区分 年度	理容所	美容所	ク（取次所再掲） クリーニング所	旅館			公衆浴場		常設興行場
				旅館・ホテル	簡易宿所	下宿	一般	その他	
R4	70	86	15(0)	25	16		19	9	3
R3	74	123	22(5)	21	18		27	16	3
R2	64	134	24(20)	25	12		19	9	3

(1) - 3 生活衛生関係市町営業施設数

区分 市町名・年度	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所 (取次所再掲)	旅 館				公衆浴場			常 設 興 行 場
				ホ テ ル	旅 館 ・ 簡 易 宿 所	下 宿	計	一 般	そ の 他	計	
五所川原市	88	178	36(17)	19	24		43	10	8	18	6
つがる市	56	68	13(7)	8	2		10	12	4	16	3
鱒ヶ沢町	18	27	5(2)	7	9		16	4	5	9	1
深浦町	14	21	1	9	11		20	4	3	7	
鶴田町	20	27	6(2)	4	1		5	5	5	10	
中泊町	19	32	4(1)	5	6		11	1		1	1
R4	215	353	65(29)	52	53		105	36	25	61	11
R3	228	351	69(32)	57	52		109	36	24	60	11
R2	231	352	72(32)	57	53		110	37	24	61	11

(2) 水道及び飲料水関係

水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るため立ち入り検査を実施し、施設の適正維持管理の徹底及び水質検査の励行について、監視指導を行った。

なお、飲用井戸については、営業許可台帳及び管内市町の協力を得ながら施設の実態把握に努めた。

各種水道施設の状況

区分 市町名・年度	上 水 道	簡 易 水 道	専 用 水 道	小 規 模 水 道	飲用井戸		簡 易 専 用 水 道	水 道 小 規 模 受 水 槽	計
					一 般	業 務 用			
五所川原市	2		1	15					18
つがる市	1		1	5					7
鱒ヶ沢町	1	※	1	12	40	19		2	75
深浦町	1			8	113	19	2	4	147
鶴田町	1			1	0	2	2	1	7
中泊町	1			0	26	8		3	38
R4	7	※	3	41	177	48	4	10	292
R3	7	※	3	42	186	48	5	12	303
R2	7	※	3	44	248	47	5	13	367

注) 平成 25 年度から、飲用井戸及び簡易専用水道に係る事務が市に権限移譲された。更に平成 28 年度からは鱒ヶ沢町の 3 つの簡易水道が上水道に統合され、簡易専用水道に係る事務も権限移譲された。また、中泊町については、簡易専用水道に係る事務のみ権限移譲されている。

(3) 建築物衛生関係

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、多数の人が使用し、又は利用する一定規模以上の特定建築物について立入検査を実施し、建築物の空気環境、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ昆虫等の防除等環境衛生の維持に関する事項について指導を行った。

また、建築物清掃業及び建築物飲料水貯水槽清掃業等事業者の登録指導を行った。

(3) - 1 特定建築物施設数及び監視指導件数

区分 市町名・年度	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
五所川原市	1		10	5		3(2)	3(4)	22(6)
つがる市			4	1			2	7
鱒ヶ沢町				1		2	1	4
深浦町				2				2
鶴田町			1	1				2
中泊町				1			1	2
R4	1		15	11		5(2)	7(4)	39(6)
R3	1		15(6)	11(3)		5(1)	6(1)	38(11)
R2	1(1)		15(6)	11(4)		5	6(5)	37(12)

注) ()内は監視指導件数である。

(3) - 2 建築物衛生に係る登録営業所数

区分 年度	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空気 調和用 ダクト 清掃業	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	計
R4	9(3)	2			8	1	3	1	24(3)
R3	9(1)	2(1)			8(4)	1	3(2)	1	24(8)
R2	9	2			8(2)	1	3	1	24(2)

注) ()内は監視指導件数である。

(4) その他の施設関係

市町名・年度	区分	遊泳用プール	火 葬 場	墓 地	納 骨 堂
五所川原市		3	3	174	3
つがる市			2	133	
鱒ヶ沢町		1	1	108	
深浦町			1	36	1
鶴田町		1	1	36	
中泊町		1	2	42	3
R4		6	10	529	7
R3		7	10	528	7
R2		9	10	528	7

※学校プール以外の遊泳用プール

1-2-3 化製場等関係

死亡獣畜の適正な処理について関係機関を通じて指導している。

死亡獣畜取扱場の設置状況

市町名・年度	区分	焼却	埋却	設置年
五所川原市				
つがる市		1		昭和61年
鱒ヶ沢町				
深浦町				
鶴田町				
中泊町				
R4		1		
R3		1		
R2		1		

1-2-4 温泉関係

温泉利用施設については所要の監視・指導を行った。

また、温泉法に基づく温泉の掘削、動力装置及び利用許可に際し、申請に基づいて調査等を実施した。

(1) 温泉（源泉）及び利用施設の監視指導状況

区分 年度	合 計	源泉・掘削 ・動力(増掘)	利用施設	備 考
R4	155	25	130	
R3	150	16	134	
R2	96	18	82	

(2) 温泉（源泉）数及び許可の状況

市町名	区分 年度	温泉数	掘削申請 (掘削許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)
五所川原市	R4	47				1(1)
	R3	47				
	R2	47	1(1)			6(6)
つがる市	R4	27			1(1)	
	R3	27	1(1)			
	R2	27				
鱒ヶ沢町	R4	11				
	R3	11				
	R2	11				
深 浦 町	R4	14				
	R3	14				
	R2	14				
鶴 田 町	R4	17				
	R3	16			1(1)	
	R2	16	1(1)			
中 泊 町	R4	8				
	R3	8			1(1)	
	R2	8	1(1)			
計	R4	124			1(1)	
	R3	123	1(1)		2(2)	
	R2	123	3(3)			6(6)